

島根県の今後の特別支援教育の在り方について

(答 申)

平成23年3月

今後の特別支援教育の在り方に関する検討委員会

目 次

1. 検討に当たって	P 1
(1) 検討の背景	P 1
(2) 検討の範囲	P 1
(3) 検討の経過	P 1
(4) 本答申に係る計画等	P 2
(5) 国の動向	P 4
2. 個別課題の検討	P 6
(1) 新しい障がい種への対応について	P 6
(2) 知的障がい者等の卒業後の就労対策について	P 8
(3) 各圏域の複数障がい種対応について	P10
(4) 特別支援学校のセンター的機能について	P12
(5) 特別支援学校高等部（知的）の生徒急増対策について	P13
(6) 特別支援学校の将来像と校舎の老朽化対策について	P14
(7) 幼稚園・保育所から高等学校までの支援について	P16
(8) 関係部局との連携・役割分担について	P19
(9) 特別支援教育の理解・啓発について	P20
(10) 教職員の育成について	P21
3. 終わりに	P22
(1) 検討委員会の場の他の意見	P22
(2) 地区別広聴会の意見	P22
資 料	P24

1. 検討に当たって

(1) 検討の背景

教育委員会は、平成17年3月、「島根県における今後の特別支援教育の在り方について」を策定した。自立や社会参加をめざす教育内容・方法の充実や教員の専門性の向上をはじめ、小中学校におけるLD（学習障がい）やADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等、通常の学級に在籍し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応や特別支援教育を推進するための校内体制の整備等が検討され、本県における特別支援教育の基本的な方向性が示された。

また、平成19年4月の「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行を踏まえ、同年3月「今後の特別支援教育の推進に向けた盲・ろう・養護学校から特別支援学校への転換基本計画」（以下「転換基本計画」という。）を策定し、複数の障がい種に対応できる学校づくり、あるいは地域における特別支援教育のセンター的機能の充実等の取組を進めてきた。

しかし、近年においては、小中学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒数の増加、知的障がい特別支援学校高等部の生徒数の増加、特別支援学校に在籍する児童生徒等の障がいの重度・重複化及び多様化、教育内容並びに教育環境の改善等、多くの課題が顕著となってきている。

このような状況の下、平成22年5月18日に教育委員会から諮問を受けたところである。

(2) 検討の範囲

諮問を受けた項目は、以下のとおりである。

- ①新しい障がい種への対応について
- ②知的障がい者等の卒業後の就労対策について
- ③各圏域の複数障がい種対応について
- ④特別支援学校のセンター的機能について
- ⑤特別支援学校高等部（知的）の生徒急増対策について
- ⑥特別支援学校の将来像と校舎の老朽化対策について
- ⑦幼稚園・保育所から高等学校までの支援について
- ⑧関係部局との連携・役割分担について
- ⑨特別支援教育の理解・啓発について
- ⑩教職員の育成について

(3) 検討の経過

今後の特別支援教育の在り方に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）としての検討経過は、以下のとおりである。

なお、検討委員会の議題については、添付資料のとおりである。

- 5月18日(火) 第1回検討委員会
- 5月27日(木) 学校視察(松江地区特別支援学校等)
- 6月25日(金) 第2回検討委員会
- 7月 2日(金) 学校視察(出雲・浜田地区特別支援学校)
- 7月23日(金) 第3回検討委員会
- 8月21日(土) 地区別広聴会(石見会場:いわみ〜る)
- 8月23日(月) 第4回検討委員会
- 8月28日(土) 地区別広聴会(隠岐島前会場:至誠館)
- 8月29日(日) 地区別広聴会(隠岐島後会場:隠岐島文化会館)
- 9月11日(土) 地区別広聴会(出雲会場:青少年の家)
- 9月17日(金) 第5回検討委員会
- 10月21日(木) 第6回検討委員会
- 11月12日(金) 第7回検討委員会
- 12月17日(金) 第8回検討委員会
- 1月20日(木) 第9回検討委員会

(4)本答申に関する計画等

「島根はつらつプラン」(島根県障がい者計画) (平成15年6月 島根県)

■策定目的等

- ・「共に支え合う地域社会の中で、県民誰もが住みたい地域で安心して暮らすことができ、自分らしい生活をするのできる社会の創成」を基本理念とする障がい者施策の基本計画という位置づけである。
- ・このプランは、21世紀初頭に達成すべき本県の障がい者施策の推進の基本的方向や達成すべき障がい者福祉サービスの目標等を明らかにしたものである。
- ・障がいのある方が自立し、いきいきとして社会参加できるようにとの願いをこめて「島根はつらつプラン」と名づけられている。
- ・島根県ではこのプランに基づき、市町村との連携を図りながら、障がい者の在宅福祉サービスの充実や雇用の場の拡大、公共的施設のバリアフリー化等を推進している。

「しまね教育ビジョン21」(ふるさとを愛し、未来を切り拓く子どもを育む)
(平成16年3月 島根県教育委員会) ※平成20年3月改訂

■特別支援教育の充実

【基本的な考え方】

障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、特別支援学校と小中高等学校との連携はもとより、医療・福祉・労働等の関係機関や市町村とも十分な連携・協力を図りながら、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、きめ細かな教育を行うとしている。

【今後の取組】

- 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実
- 社会的・職業的自立の促進
- 特別支援学校のセンター的機能の充実

「島根県における今後の特別支援教育の在り方について」

(平成17年3月 しまね特別支援教育プラン検討委員会)

■主な内容

- ・校内（園内）委員会や校内（園内）体制の整備について
特別支援教育コーディネーターの指名、校内支援体制の構築を行う。
- ・「個別の教育支援計画」の作成について
「個別の指導計画」、「個別の移行支援計画」等、本人・保護者・関係機関との連携を深めた実践を行う。
- ・特別支援連携協議会等の関係機関との連携した取組について
就学支援を含めた相談体制整備を行う。
(学校、市町村、教育事務所、県：相互補完的な支援体制)
- ・本県の実情に応じた教育環境の充実・整備について
幼稚園、小中学校、高等学校、特殊教育諸学校における特別支援教育の在り方を検討する。

「転換基本計画」 (平成19年3月 島根県教育委員会)

■特別支援学校の総合的な実施方針

- ・専門性の継承と複数障がい種に対応した学校について
東西部において5つの障がい種に対応するための学校への転換を図る。
- ・多様な学習機会の確保について
「交流及び共同学習」の推進、地域への理解・啓発を図る。
- ・地域における特別支援教育のセンター的機能について
特別支援教育の専門機関としての役割を果たす学校を目指す。
- ・知的障がい養護学校高等部の生徒数増加対応について
実態に即した教育課程の編成、指導内容や方法の工夫、進路指導の充実、教育環境の整備を行う。

■特別支援学校の具体的な方向性

- ・これまでの障がい種への対応の継続と専門性の継承と向上を図り、各校がより一層連携する。
- ・出雲養護学校と益田養護学校に、肢体不自由教育推進の拠点を設置する。
- ・江津清和養護学校に、病弱教育推進の拠点を設置する。
- ・浜田ろう学校内に、義務教育段階の視覚障がい教育推進の拠点を設置する。
- ・各校において自閉症等の発達障がいのある子どもの教育について専門性の確保に努める。

(5) 国の動向

平成17年12月に、中央教育審議会から「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」が答申され、障がいのある子どもの教育の基本的な考え方について、特別な場で教育を行う従来の「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に転換するといった特別支援教育の理念と基本的な考え方が示された。併せて盲・聾・養護学校制度の見直し、小中学校における制度的見直し及び教員免許制度の見直し等の具体的な提言が行われた。

この答申を踏まえ、「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成19年4月に施行され、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られた。

平成21年12月には、障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備をはじめとする我が国の障がい者制度の集中的な改革を行うため、内閣総理大臣を本部長とした「障がい者制度改革推進本部」が設置され、当面5年間で障がい者制度改革の集中期間と位置づけ、改革推進の基本的な方針案の作成等を行うこととされた。

同本部の下に、障がい者施策の推進に関する事項について意見を求めるために「障がい者制度改革推進会議」が設置され、平成22年6月7日、同会議による第一次意見が取りまとめられた。同意見においては、「障害者の権利に関する条約」におけるインクルーシブ教育システム（包容する教育制度）構築の理念を踏まえた「地域における就学と合理的配慮の確保」、「学校教育における多様なコミュニケーション手段の保障」について同会議の問題意識が示されている。

上記第一次意見を踏まえた平成22年6月29日の閣議決定において、各個別分野については、事項ごとに関係府省において検討することとされ、教育分野については、以下の2点が示された。

- | |
|---|
| <p>①障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に教育を受けるというインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向
(平成22年度内に方向性を検討)</p> <p>②手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策
(平成24年内を目途に方向性を検討)</p> |
|---|

このため、中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が設置された。

なお、同分科会における中間的な取りまとめの概要は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <p>(インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性について)</p> <p>○インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の理念とそれに向かっていく方向性に賛成。</p> <p>○インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備すること</p> |
|---|

が重要。子ども一人一人の学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。

○障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことは、共生社会の形成に向けて望ましいと考えられる。同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できる。

○インクルーシブ教育システム構築に向けての今後の進め方については、短期と中長期に整理し段階的に実施していくことが必要。

また、障がい者制度改革推進会議は、平成22年12月17日に障害者基本法改正のための第二次意見を取りまとめている。基本的施策の教育分野に関する概要は、以下のとおりである。

(障がい者制度改革推進会議の認識)

日本における障害者に対する公教育は特別支援教育によって行われており、法制度として就学先決定にあたっては、基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に就学する原則分離別学の仕組みになっている。障害者権利条約は、障害のある子どもとない子どもが共に教育を受けるインクルーシブ教育制度の構築を求めており、こうした観点から、現状を改善するために盛り込むべきとしている観点は以下のとおりである。

- 障害のある子どもは、他の子どもと等しく教育を受ける権利を有し、その権利を実現するためにインクルーシブな教育制度を構築すること。
- 「障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにする」という現行の規定は、障害の種類と程度によって就学先が決定されることを許容し、インクルーシブな教育制度と矛盾する恐れがあるため表現を改めること。
- 障害のある子どもとない子どもが、同じ場で共に学ぶことができることを原則とするとともに、本人・保護者が望む場合に加えて、最も適切な言語やコミュニケーションを習得するために特別支援学校・学級を選択できるようにすること。
- 本人・保護者の意に反して、地域社会での学びの機会を奪われることのないようにすること。
- 学校設置者は、当該障害者に必要な合理的配慮を提供することはもとより、追加的な教職員の配置や施設・設備の整備等の条件整備を行うために計画的に必要な措置を講ずること。
- インクルーシブな教育の原則を踏まえ、子ども同士のつながりを障害のない子どもと同程度にするように交流及び共同学習の実施方法を見直すこと。